

鹿児島県警察 I Tリーダー運用要綱の制定について（概要）

（平成30年 3 月 6 日 鹿情第11号）

本通達は、各所属に I Tリーダーを配置し、警察情報取扱機器等の適正かつ効果的な運用を図るために定めたものである。

本通達の主な内容は、

- I Tリーダーの任務
- I Tリーダーの指定及び解任

等である。